

# 長寿医療制度のお知らせ(後期高齢者医療制度)

- 75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいのある方が対象です -

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されている方のうち、保険料を年金からお支払いされている方は、8月が本年度3期目のお支払い月です。

納入通知書または口座振替によるお支払いをされている方は、8月31日が第2期分の納期限となっています。

なお、平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置(均等割8.5割軽減、所得割5割軽減)により平成20年8月の年金からのお支払いで終わっていた方は、今年度の保険料のお支払い方法が、以下のとおり年度途中で変わりますので、ご注意ください。

## 【昨年度の8月の年金で20年度保険料のお支払いが終わった方の今年度保険料のお支払い方法】



| お支払い方法                 | 7月        | 8月        | 9月        | 10月      | 11月      | 12月      | 1月       | 2月       | 3月       |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 「年金」から<br>お支払いの方       | 納付書<br>など | 納付書<br>など | 納付書<br>など | 年金       |          | 年金       |          | 年金       |          |
| (10月以降は年金からのお支払いとなります) |           |           |           |          |          |          |          |          |          |
| 「口座振替」で<br>お支払いの方      | 口座<br>振替  | 口座<br>振替  | 口座<br>振替  | 口座<br>振替 | 口座<br>振替 | 口座<br>振替 | 口座<br>振替 | 口座<br>振替 | 口座<br>振替 |

年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、10月以降も納入通知書または口座振替によるお支払いとなります。

## 保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます

口座振替への変更をご希望される方は、保健福祉課介護医療係へお申し出ください。

### ご注意いただきたいこと

口座振替へ変更しても、年間の保険料は変わりません。既に年金からのお支払いから口座振替への変更手続きをされている方は、改めてお申し出いただく必要はありません。

年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時期はお申し出の時期により異なります。国民健康保険料(税)を口座振替によるお支払いをされていた方も、長寿医療制度へ加入された場合は、お手数ですが、再度口座振替の手続きが必要となります。

保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。

お申し出の際に必要なもの  
「本人の保険証」  
「口座振替の預金通帳とお届け印」

## 「高額医療・高額介護合算療養費制度」について

同じ世帯の加入者(被保険者)の方全員が、1年間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費」として支給します。

| 区分       | 自己負担額の合計<br>の基準額 |            |
|----------|------------------|------------|
| 現役並み所得者  | 67万円(89万円)       |            |
| — 一般     | 56万円(75万円)       |            |
| 住民税非課税世帯 | 区分               | 31万円(41万円) |
|          | 区分               | 19万円(25万円) |

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成21年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16ヵ月間の合計額で計算することもできます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、( )内の金額です。

現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯に  
いる加入者(被保険者)の方です。

住民税非課税世帯

区分：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。

- ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
- ・老齢福祉年金を受給されている方

## 交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者(加害者)の行為によってけがや病気をしたとき、本来、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、損害賠償の都合などにより保険証を使って治療することができます。かかった医療費は、長寿医療制度が一時的に立て替えて、後で加害者に請求することになります。

まずは警察に連絡しましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に連絡し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

必ず市町村の窓口にも申請しましょう

保険証、加入者(被保険者)の印鑑、事故証明書をもって、「第三者行為による被害届」の申請をしてください。

## 問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011 290 5601

南富良野町保健福祉課介護医療係 ☎0167 52 2211